

伊方原発をとめて廃炉に！私たちは裁判を続けています

松山地裁での伊方原発裁判

2011年3月に福島原発の事故が起きましたが、その年の11月3日私たちは「伊方原発をとめる会」を結成し、12月8日伊方原発の運転差し止めを求めて松山地裁に提訴しました。

当初は1号炉、2号炉、3号炉の3つの原発の運転差し止めを求めましたが、1号炉と2号炉は、四電が「安全対策費用がかさむ」「規模が小さい」ことを理由に廃炉を決めたため、今は3号炉だけが対象です。

提訴から12年、途中で仮処分による中断を挟みながら、これまで39回の口頭弁論(法廷での審理)が開かれました。第6次提訴まで行い、原告総数は1,502人。四国内の全市町村から原告が出ているほか、福島からの避難者、広島・長崎の被爆者のみなさん、早坂暁、片山恭一、アーサー・ビナードさんなど著名な方も原告に加わっています。

裁判での争点

裁判の主な争点は、地震・火山(阿蘇の巨大噴火の可能性)・シビアアクシデント(重大事故)対策・避難計画などです。どの争点においても法廷内の審理では、住民側の主張・立証が四電側を圧倒していました。

たとえば伊方原発は中央構造線活断層帯の直近に建っていること、四電はその事実を無視して1号炉を建設し、2・3号炉は断層帯の活動性を認めず建設したことが明らかになりました。



2023. 10. 10 第37回口頭弁論 松山地裁前

【伊方原子力発電所】

1号炉（出力56.6万キロワット）運転開始 1977年9月 運転終了 2016年5月 2号炉（出力56.6万キロワット）運転開始 1982年3月 運転終了 2018年5月
3号炉（出力89万キロワット）運転開始 1994年12月 / 2010年3月ブルサーマル発電開始 2011年4月定期検査で停止 2016年8月再稼働

伊方原発3号炉をめぐる私たちの裁判

2011年 3月	東日本大震災 東電福島第一原発事故が発生
2011年 12月	愛媛県の住民ら300人が原告となり 運転差止訴訟を松山地裁へ提訴 ●2022年第6次提訴までに1,502人 が原告となる
2012年 5月	第1回口頭弁論開廷
2016年 5月	運転差止仮処分を松山地裁へ申立
2017年 7月	仮処分申立 松山地裁が棄却 高裁へ即時抗告
2018年 11月	仮処分申立 高松高裁が棄却
2019年 7月	本訴の口頭弁論が再開
2023年 12月	第39回口頭弁論
2024年 6月	第40回口頭弁論 結審の見込み

※仮処分申立とは、裁判で判決が確定するまでには長期間かかるので、緊急性が高い事案について、裁判所に暫定的な決定(仮処分決定)を求める民事訴訟手続の一つです。



2024. 12. 12 第39回口頭弁論 入廷行進 松山地裁前

早ければ年内にも判決

これまでの審理からすると、勝訴判決以外にはない状況ですが、安易に楽観はできません。6月18日には第40回口頭弁論が開かれる予定で、この日をもって審理は終結し、後は判決を待つだけとなります。早ければ年内に、遅くとも来年3月までには松山地裁の判決が出る見込みです。

50年前、原発に反対した伊方住民

今から50年前、伊方住民により、伊方原発1号炉の設置許可取り消し訴訟が起こされました。その根底にあったのは「子孫に禍根を残してはならぬ」という一念です。しかし1992年に1号炉、2000年に2号炉の敗訴が確定。“国策”に住民が負けた裁判でした。

私たちはこの最初に裁判を起こした人々に続く者として「子どもたちの未来に原発は要らない」と伊方原発の運転差止を求めて裁判をしています。

福島では小児甲状腺がんになる子どもの数に異変が見られます。原発事故当時18歳未満だった福島県の子ども38万人の検査を継続していますが、100万人に約2人といわれるところ、この13年間で300名以上発生しています。

50年前に裁判を起こした人々の先見の明を灯として私たちは裁判を続けています。

※ブルサーマルとは 使用済燃料を処理してプルトニウムを取り出し、ウランと混合したMOX燃料にして、再び軽水炉で使用すること